

経営者によりそうパートナー

みどり通信 10月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第278号 2023. 10. 10

10年ぶりに後継者、若手経営者
育成セミナーを自社開催しました！

同じ立場の方々が集まり、お互いの悩みや想いを共有できるとてもいい時間です。



会社レクリエーションにて
三川観光きのこ園でBBQをしました！
食欲の秋！
スポーツの秋ですね！



CONTENTS

● ひと言、発言	3人のレンガ職人	P 1
● 今知っておきたい相続の話	相続財産を把握するための準備	P 3
● 税務	新NISAとは？	P 7
● 生命保険	自転車保険	P 9
● システム	電子取引データ保存の義務化②	P 11
● 事務所からのお知らせ		P 12
● 営業カレンダー		P 12
● あとがき		P 13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

3 人のレンガ職人…

先週末、産業医・労働衛生コンサルタントである方の講演をお聞きする機会に恵まれました。タイトルは、“働く人の心の取り扱い説明書”。講師の先生が話された、印象に残った言葉をいくつか紹介いたします。

1. 次の()の中に入る言葉は？

- ①()で人を動かすのが赤ん坊
- ②()で人を動かすのが大人

答え:①は「不機嫌」、②は「ご機嫌」

2. 食う・寝る・遊ぶ を乱さない。

3. ヒヤリハットではなく、ニヤリハットの提案のすすめ。

4. 3人のレンガ職人の話

等々、ユーモアを交えながらのあっという間の1時間30分でありました。3人のレンガ職人の話は、皆さんもご存じかと思いますが、簡単にご紹介いたします。

イソップ寓話の話です。

旅人が、田舎の道を歩いていると

男が、辛そうな顔をしてレンガ積みをしていました。

旅人は男に、「何をしているのですか？」と尋ねました。

男は「見ての通りレンガ積みさ！俺は朝から晩まで、暑い日も寒い日も一日中レンガ積みをしているのさ」

「腰は痛くなるし、手もボロボロさ、もっと楽な仕事をしている奴はたくさんいるのに、俺は本当についてないのさ！」

旅人は、男に慰めの言葉をかけてまた歩きだしました。

しばらく歩くと

別の男が、またレンガ積みをしていました。

しかし、先ほどの男のように辛そうには見えませんでした。

旅人はこの男にも「何をしているのですか？」と尋ねました。

男は「レンガを積んで壁を作っているのさ」と答えました。

旅人が「大変ですね」と声をかけると、

男は「そんなことはないさ、ここでは仕事を見つけるのは大変で、仕事があるだけでもありがたいことなのさ」

「おかげで、俺は家族を養うことができているんだ」

旅人は、男に励ましの言葉をかけてまた歩きだしました。

しばらく歩くと

また別の男が、レンガを楽しそうに積んでいました。

旅人はこの男にも「何をしているのですか？」と尋ねました。

男は「俺たちは歴史に残る大聖堂を作っているのさ！」

旅人が「大変ですね」と声をかけると

男は「とんでもない！俺たちが作った大聖堂で、多くの人が祝福され悲しみがはらわれるんだ」

「俺たちは素晴らしい仕事をしているんだよ！」

旅人は、男に感謝の言葉を残して、明るい気持ちで歩き出しました。

1 人目のレンガ職人は、特に目的なし。

2 人目のレンガ職人は、生活費を稼ぐのが目的。

3 人目のレンガ職人は、後世に残る事業に加わり、世の中に貢献することが目的。

この中で一番モチベーションの高い人は、あきらかに3人目の職人です。目的が明確で、その目的を果たすためにどのような貢献ができるのかを自分で考えるからこそ、より良い仕事をしようとその仕事に積極的に関わる姿勢になるというものです。

企業の目標・夢・志・方向性などを明確にし、全員でベクトルを合わせることの大切さをあらためて感じたところです。

講師の先生が最後に、効率のいい会社は、“心理的安全性が高いチーム”と話されていたのが印象的でありました。

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の10月6日掲載のものです。

今知っておきたい相続の話

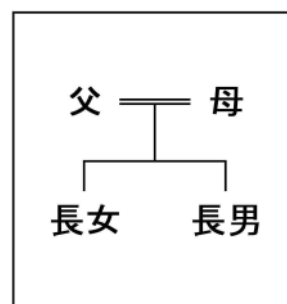
その17『相続財産を把握するための準備』

<Q>

私は、長女で弟が1人おります。私は既に嫁いでおり、弟も独立しているため、両親は2人で暮らしております。父も母も、お互いにあまり干渉しないという考えで、それぞれがどこにいくらのお預金を有しているか分かっていないようです。

将来、もし万が一のことがあると、残された家族は、どこに何があるのか分からないため、遺産分けのための手続きが大変になるのではと思っております。

遺言も書いていないようですので、今からできる準備等があれば教えてください。



<A>

相続が発生すると、いろいろな手続きがあり意外に大変です。役所や金融機関に何度も出かけたりすること多いのが現実です。

親などの親族が亡くなって相続人になった場合、気持ちが沈んで何も手につかないかもしれませんが、ゆっくりしている時間がないケースもあります。

1. 相続財産調査

まず最初に進めたいことの 하나가、相続財産調査です。相続財産調査とは、亡くなった人（被相続人）のプラスの財産のみならず、借金などのマイナスの財産も含めてすべての遺産の有無を調べ、それらの財産を適正に評価することです。

評価は税理士に依頼することで把握することができますが、財産がどこに何があるかを押さえないければ把握することはできません。

2. エンディングノートの勧め

そこで、おすすめなのは「エンディングノート」です。エンディングノートは、自分の人生を振り返り、自分を見つめ直し今後に生かすために頭を整理する、とても便利なツールです。そのエンディングノートについてご紹介いたします。



① エンディングノートとは

エンディングノートとは文字どおり、自分の人生の終末について記したノートです。万が一に備えて、家族や友人に伝えておきたいことや自分の希望などを書き留めておけます。

普通のノートや手紙形式でもよいのですが、市販の専用のノートを利用すると漏れがなく記入することができます。法的効力がなく書き方に決まりがないので、何度でも書き直しできるのが特徴です。

② 具体的記載項目

具体的な記載項目は、“自分の基本情報について” “財産・資産について” “身の回りのこと” “家族・親族について” “親しい友人・知人について” “医療・介護について” “葬儀・お墓について” “相続・遺言書について” 等。エンディングノートは遺言書のように決められた事柄だけに縛られることなく、自由に自分の意思や希望を書き留められます。

いざという時に備えられるのがエンディングノートのメリットですが、それだけではないのです。自分の思いや、最後のメッセージも添えることで自分の思いを伝えられることもエンディングノートの特徴の1つです。

③ 自身の経済状況

自分の資産を正確に記入することはエンディングノートの大切な作業です。エンディングノートに書き記すことで、現在の経済状況を把握でき、人生の終末期をどのように過ごすのかを考え、準備するのにも便利です。

④ おすすめの1冊は

エンディングノートは書店等で多く販売されていますが、その中でもおすすめなのが、**コクヨの エンディングノート「もしもの時に役立つノート」**です。販売数は6年間でなんと60万部以上。定価は1,980円です。

具体的内容は、次の通りです。

<自分のこと>

自分の基本情報のほかに、過去に住んでいた住所や保険証・免許証・パスポートといった身分証に関する記録を書くことができます。

<資産のこと>

預貯金や毎月自動で引き落としされるもの、証券やその他の金融資産や不動産や借入金などを書き込むことができます。

<気になること>

携帯やパソコン・ウェブサイトのIDについて、所持している宝物やコレクション、ペットや生活についてまとめることができます。

<家族・親族>

自分に関することと同様に家族や親族の住所や電話番号など、基本的な情報が書き込めます。親族の一覧では基本的な情報がやや簡素になっている分、入院時や葬儀時に連絡をするかしないか書き込めるようになっています。

<友人・知人>

家族や親族と同様に、友人・知人に関する基本的な情報をまとめられます。

<医療・介護>

自分自身の健康管理について、もしもの時に告知や延命処置についてどうするか、介護の時にどうしてほしいかが書き込めます。

<葬儀・お墓>

葬儀に関する項目では流れや費用について、誰に喪主になってほしい

かなど、葬儀の希望をまとめられます。

＜相続・遺言＞

エンディングノートには遺言書や相続に関する書き込みもできますが、エンディングノート自体には法的効力がありませんので必要な方は正式な遺言書を作成することをおすすめいたします。

3. エンディングノートで財産を把握する

いずれにしても、財産を残される人が、自らの意志でこの“エンディングノート”の必要性を理解し、書き残すことが大事です。

家族がご両親等に、エンディングノートという便利なものがあることをお知らせすること、そして書いておこうかなという気持ちになっていただくことが最も大事なことと考えます。

自らの意志でエンディングノートに書き記すことで、万が一の場合の相続の進め方や、財産の把握が可能となります。

ぜひ、エンディングノートをまず買い求め、ご両親にさりげなくプレゼントするのも方法の一つです。

終活にも役立つ1冊です。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



従新NISAとは？ 2024年からの変更点について

NISA制度は2024年1月に改正されることが決定しました。新NISAでは非課税期間の無期限化や、非課税保有限度額の拡大などの制度改正が行われます。

■新NISAと現行制度の違い

現行制度と新NISAの主な違いは下記の表のとおりです。

現行制度と新しいNISAの主な違い

	現行制度（2023年まで）		新しいNISA（2024年以降）	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
制度期間	2014～2023年 ^{*1}	2018～2023年 ^{*1}	無期限	
非課税期間	5年間	20年間	無期限	
年間の投資上限額	120万円	40万円	240万円	120万円
非課税保有限度額	600万円	800万円	1,800万円 内、成長投資枠の上限額は1,200万円 ※再利用可能	
各勘定の併用	不可 ※年単位でいずれかのみ利用可能		可 ※同年に両勘定の同時利用が可能	
購入方法	一括投資または つみたて投資	つみたて投資	不変	不変
対象ファンド	株式投資信託 ^{*2} (制限なし)	つみたてNISA 専用ファンド (株式投資信託)	株式投資信託のうち 一定の条件を 満たすもの ^{*3} (制限あり)	不変

*1 2024年1月からの新制度開始に伴い、現行制度での口座開設期間は2023年までとなります

*2 金融商品仲介では、上場株式の取扱いもあります

*3 次のすべての条件を満たすもの ① 信託期間が20年以上または無期限であること
② 一定のデリバティブ取引を用いていないこと ③ 毎月分配型でないこと

■ つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能

新NISAではつみたてNISAが「つみたて投資枠」、一般NISAが「成長投資枠」へと名称変更され、併用が可能となります。

現行制度ではつみたてNISAと一般NISAは選択制で、同じ年に2つを利用することはできませんでした。そのため、「つみたてNISAを利用した年は、非課税投資枠を一括投資に利用できない」といった不便な思いをするケースもしばしば見られました。

その点、新NISAではつみたて投資枠と成長投資枠が併用できることから、市場の動向や投資意向の変化に合わせて柔軟に制度を活用できるようになります。

■ 年間の非課税投資上限額の拡大

現行制度の年間非課税投資枠はつみたてNISAが年間40万円、一般NISAが年間120万円でしたが、新NISAではつみたて投資枠が120万円、成長投資枠が240万円となります。

■ 非課税期間の無期限化

新NISAでは非課税期間が無期限化されることから、長期間非課税で保有することが可能となり、より長期での資産形成に適した制度へと変更される見通しです。

■ 口座開設期間の無期限化

新NISAでは口座開設期間が無期限化され、いつでも口座開設ができるようになります。

■ まとめ

2024年から始まる新NISAは、口座開設期間・非課税期間が無期限化されることや、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能になることなど、現行制度にはなかった特徴があり、より活用しやすい制度になることが期待されています。

現行制度での保有分は新NISAでの保有分と別で管理されるため、2023年内に現行制度で投資をスタートすれば、より多くの非課税枠を利用することが可能です。2024年の新NISAが始まる前に、現行制度を利用することを検討してみてください。

担当：堀内 勇一

生命保険

今回のテーマ

『自転車保険』



自転車保険の義務化というワードを近年耳にすることが増えてきたかと思っています。

自転車は、手軽な移動手段として子供からお年寄りまで幅広い年齢層に通勤や通勤、買い物など多目的な用途で利用されています。

一方、最近では、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が数千万円もの高額な損害賠償を命じられる判決事例が出ています。

そのような背景がある中で、自転車事故における被害者救済の観点から、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが広がっています。

自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の条例改正は平成27年10月に初めて兵庫県で導入され、その後も多くの地方自治体で義務化や努力義務とする条例が制定されています。

令和5年4月1日現在、32都府県において、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化、10道県において努力義務化する条例が制定されており、新潟県は条例で義務としています。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進



- ・都道府県等に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入義務付けを要請
- ・さらに、標準条例(技術的助言)を作成し、都道府県等に周知(H31.2)・支援
- ・情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進

標準条例の主な記載項目

地方公共団体の条例の制定状況(令和5年4月1日現在)

項目	対象者	条例の種類	都道府県
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付け	自転車利用者	義務	32 宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ※上記のほか、政令指定市では、岡山市において県に先行して義務条例を制定済み
	保護者		
	事業者		
	自転車貸付事業者		
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者	努力義務	10 北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県
	事業者		
	自転車貸付事業者		
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県		
	学校設置者		

保険会社各社様々な商品があるかと思いますが、自動車保険や火災保険に特約で補償をプラスしてつける場合も多いようです。

自転車事故により「相手にケガをさせた」「相手の物を壊した」「自分がケガをした」などの場合の補償は、しっかり備えておきたいですね。弊社ではそのような補償のついた保険商品を取り扱っております。

ご相談は、弊社もしくは担当者まで、いつでもお気軽にお問い合わせください。

伊藤 寛峻

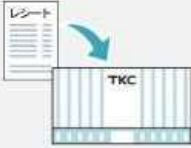
～電子取引データ保存の義務化②～

電子取引のデータ保存の義務化の「宥恕(ゆうじょ)措置」が令和5年12月31日で終了し、**令和6年1月1日より「電子取引のデータ保存」は完全義務化となります。**電子取引データの保存の義務化はインボイス制度とは違い、**事業を営んでいるすべての事業者が対象**です。

電子取引データ保存には、**専用のソフトウェア(電子取引データを保存するシステム)利用する方法と、しない方法(一定のルールを定めて任意のフォルダ等に保存)**がありますが、専用のソフトウェアを導入する方法であれば、特段の対応は必要ありません。

TKCが提供する会計ソフトを利用いただいている貴社の皆様方には、ぜひとも会計システムに搭載されている**証憑保存機能**をご活用いただき、電子取引データの保存対応をしていただくことを推奨いたします。

証憑保存機能でできることは下記の通りです。

 電子取引データの保存に対応 メール等で受け取った請求書や領収書のPDF等を読み込み、電子取引データとして保存できます。また、「取引先名」「日付」「金額」「消費税」など証憑の内容を読み取り、仕訳の基礎データとして利用できます。	 紙の証憑もかんたんデータ保存 紙で受け取った請求書や領収書等をスキャンし、電子データとして保存できます。また、「取引先名」「日付」「金額」「消費税」など証憑の内容を読み取り、仕訳の基礎データとして利用できます。	 いつでもスマホからデータ保存 証憑をスマホで撮影して電子データとして保存できます。自宅・外出先・営業所など、場所を選びません。撮影した証憑は、経理担当者がリアルタイムに確認できるため、迅速な経理処理につながります。
 仕訳をかんたん入力 読み取った内容を、仕訳入力時に初期表示します。不足する情報は電子データを見ながら補正入力できるので、効率的です。また、補正した内容をシステムが学習するため、使えば使うほど便利になります。	 証憑と仕訳を並べて確認 証憑と仕訳を紐付けているため、1つの画面で並べて確認できます。証憑を探す手間がなくなり、チェック業務を効率化できます。	 ファイリングや保存場所は不要 紙の原本は後で廃棄できるため、ペーパーレス化を図れます。面倒なファイリング作業や紙の保存場所は必要ありません。証憑の電子データは、TKCのデータセンター(TISC)で安全に保存します。 ※紙の原本の破棄には一定の要件があります。

別紙にも証憑保存機能の紹介、**デモ動画のQRコード**を記載しております。ぜひ、訪問担当までご相談ください。

担当：橘 慎太郎

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◇



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◇

赤は山口会計の休業日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		





あとがき

十月に入り、気候も朝晩過ごしやすくなってきました。今年にはコロナの行動制限も軽減される中で、旅行や研修などで遠出をされる機会も増えたのではないのでしょうか。

私も先日ブログでも書かせていただいたように、日帰りでしたが黒部ダムに行き、いろんな刺激をもらってきました。

私も気づけば四十歳手前になっており、人生の折り返し地点にきております。そんな中今回の黒部ダムをきっかけに四七都道府県を制覇したいと思うようになりました。数えてみたところ半分も行っていない状況です。一年に一都道府県ずつ行っただとしても二十数年かかります。これから先何十年でも健康で動けるような体作りを今からでも意識して、全国のおいしいものを食べ、いろんなものを自分の目で見て、全国制覇を成し遂げることを目標として生きたいと思っています。

堀内 勇一

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

[e-mail:yn@tkcnf.or.jp](mailto:yn@tkcnf.or.jp)